

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

		要 旨
学位申請者	大多和 雅絵【論文博士】	<p>夜間中学校はその始まりにおいては学齢生徒を対象として開設されたが、1970年代にはその教育対象を学齢超過者へ変更した。学齢生徒が夜間中学校へ通うことと、学齢超過者が夜間中学校へ通うことは本質的に異なる事象であり、夜間中学校は教育対象者を学齢超過者へと限定したことでその性格を大きく変更した。また、このことによって、多様な生徒を受け入れることを可能とし、夜間中学校が今日まで存続した。本研究は、公教育制度のなかで夜間中学校がいかなるものとして成立しているのか、その歴史的経緯と存立のメカニズムを解明することを通し、学齢超過者の教育を受ける権利の保障の問題を考察したものである。</p>
論文題目	戦後夜間中学校に関する歴史的研究 －学齢超過者の権利保障の問題を中心に－	
審査委員	(主査) 教授 米田 俊彦	<p>第1部においては、夜間中学校成立初期の1950年代から学校数、生徒数が安定する80年代にかけての夜間中学校の法制度的位置づけをめぐる動きを検討した。夜間中学校が法制度的矛盾を抱えながらも、学齢超過者を対象とする教育機関へと移行し存続する様相を捉えた。</p> <p>第2部においては、夜間中学校における教育対象が学齢超過者へと移行した1970年代以降の動きを、夜間中学校の開設と夜間中学校における日本語学級の開設という事象に着目し、その開設過程を事例研究により明らかにした。設置義務があるわけではない夜間中学校の開設は、学校関係者や市民により展開された夜間中学校開設運動による。本研究においては、これらの運動を軸とし、運動を担った人々の動き、また運動の矛先となった小中学校の設置自治体の動きの双方から夜間中学校及び日本語学級の開設過程を明らかにした。具体的には、川崎市における夜間中学校の開設過程、また東京都夜間中学校における日本語学級の開設過程に焦点をあてた。</p> <p>以上のことを通じ、夜間中学校が、義務教育機関でありながらも不明確な位置づけのもとで、その存続を時代状況に応じて政府が便宜的に扱い、さらにその開設と存続が自治体の意向や市民運動に左右されながら恣意的に扱われてきたこと、また、学齢超過者を対象とする夜間中学校の存在により、「国民」であっても法律で定めた年齢を超えれば憲法で保障された教育を受ける権利が保障されていない事実が可視化されていることを明らかにした。</p>
	教授 耳塚 寛明	
	教授 浜野 隆	
	教授 小玉 亮子	
	准教授 富士原 紀絵	